

○美唄市建設工事等郵便入札実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、美唄市が発注する建設工事及び建設工事に係る業務の委託(以下「工事」という。)について郵便による入札(以下「郵便入札」という。)を実施する場合に必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 郵便入札の対象となる工事は、美唄市一般競争入札(地域限定型)実施要綱(平成19年庁達第22号。以下「要綱」という。)に基づく一般競争入札(地域限定型)及び指名競争入札に付する工事のうち、美唄市建設工事等請負業者審査会が決定するものとする。

(入札の公告等)

第3条 市長は、郵便入札により契約の相手方を決定しようとする場合、美唄市財務規則(昭和41年規則第4号。以下「規則」という。)第112条に基づく公告又は規則第126条第2項に基づく通知において、次に掲げる事項を掲載するものとする。

- (1) 入札書及び指定した書類(以下「入札書等」という。)の郵送方法
- (2) 入札書等の到達期限
- (3) 入札書等の送付先
- (4) 入札回数
- (5) 郵便入札の条件に反した入札を無効とする旨
- (6) 開札の日時及び場所
- (7) その他必要と認める事項

(入札書等の送付方法)

第4条 要綱第7条により一般競争入札(地域限定型)参加資格がある旨の通知を受け又は規則第126条第2項により指名の通知を受け、郵便入札に参加しようとする者は、入札書等を、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により、前条第2号に規定する期限までに本市に郵送しなければならない。当該期限までに到達しなかった場合は、郵便事故、その他いかなる理由であっても当該郵便入札を辞退したものとみなす。

2 前項の規定により入札書等を郵送する場合、郵便入札封筒記載例(別記様式第1号)を参照し、次に掲げる必要事項を表面に記載した封筒(以下「指定封筒」という。)を用いなければならない。

- (1) 工事(委託業務)番号及び工事(委託業務)名
 - (2) 商号又は名称、代表者名及び住所
 - (3) 開札年月日
 - (4) 入札書在中の旨(本項目は朱書きとする。)
 - (5) 連絡先電話番号及びファクス番号
- (入札回数)

第5条 入札回数は、1回とする。

(入札書の開札等)

第6条 第4条に規定する入札書等が到達したときは、開札日時まで厳重に保管するものとする。

- 2 到達した入札書等は、書換え、引換え又は撤回することができない。
- 3 入札書等到達後においても、開札までの間は、入札辞退を認めるものとし、辞退する場合には書面をもって市長へ申し出るものとする。
- 4 開札において、第9条に規定する立会者は、第4条第2項の指定封筒が未開封であることを確認しなければならない。
- 5 開札後の指定封筒を当該開札の日から起算して1年の間保存するものとする。

(入札の中止)

第7条 有効に到達した入札書等が2通に満たない場合は、当該郵便入札は中止する。

(入札の無効)

第8条 次の各号のいずれかに該当する郵便入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした郵便入札
- (2) 入札者の記名押印のない郵便入札
- (3) 入札金額を訂正した郵便入札
- (4) 指定封筒及び入札書等の記載内容が不明瞭である郵便入札
- (5) 同一入札案件について同一人がした2通以上の郵便入札
- (6) 第4条各項に規定した方法以外で提出した郵便入札
- (7) 明らかに不適正と認められる郵便入札
- (8) その他入札に関する指定事項や条件に違反した郵便入札

(開札の立会)

第9条 市長は、当該入札に係る入札者のうち開札の立会を希望する者を立ち合わせるものとし、立会を希望する者は、郵便入札開札立会申込書

(別記様式第 2 号)を開札日の前日(美唄市の休日に関する条例(平成 3 年条例第 1 号)第 1 条第 1 項各号に規定する休日を含まない。)までに市長へ提出するものとする。

- 2 前項の規定により開札に立ち会える者は、入札者又は入札者に常時雇用されている者(次条において「社員」という。)とし、立会する者は第 4 条第 1 項に掲げた当該工事に係る各通知の原本又は写しを提示の上参加するものとする。
- 3 開札の立会者は 2 名以上置くこととし、第 1 項による参加者数がこれに満たない場合、入札事務に直接関わらない職員を立会者に充てるものとする。
- 4 前項の職員は、入札執行者が別表 1 の第 1 順位の所属から選定することとし、これにより充足されない場合は、順次、同表第 2 順位以下の所属から選定し必要数を確保するものとする。
- 5 前項により職員を選定した場合、入札執行者は当該職員の所属長に対して口頭によりその旨を通知し、立会業務に当たらせるものとする。
- 6 開札の立会者は、開札後、郵便入札開札記録書(別記様式第 3 号)の内容を確認し、記載事項が事実と相違ない場合、これに署名しなければならない。

(くじによる落札者の決定)

- 第 10 条 市長は、落札となるべき同価格の入札者が 2 者以上あるときは、くじにより落札者を定めなければならない。
- 2 前項の場合において、当該入札者又はその社員(次項において「当該入札者等」という。)が、当該開札に立会者として参加している場合はこれらの者がくじを引くものとする。
 - 3 第 1 項の場合において、当該入札者等が、当該開札に立会者として参加していない場合は、入札事務に直接関わらない職員が当該入札者等に代わってくじを引くものとする。
 - 4 前項の職員の選定方法等は、前条第 4 項及び第 5 項を準用する。

(入札結果の通知)

- 第 11 条 市長は、落札者を決定した場合は、規則第 123 条に基づき落札者に対して郵便入札落札通知書(別記様式第 4 号)により、落札の旨を通知するものとする。ただし、落札者が開札立会人として当該開札に参加している場合は、口頭による通知に代えることができるものとする。

- 2 落札者以外の入札者に対しては、当該開札に立会者として参加している場合は口頭により、それ以外の場合は次条に定める公表をもって通知に代えるものとする。

(入札結果の公表)

第 12 条 落札者の決定後は、速やかに入札の結果について公表するものとする。

附 則

この要綱は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 2 月 2 日庁達第 3 号)

- 1 この要綱は、平成 21 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 施行日以後に配達記録郵便により到達した入札書等は、この要綱による改正後の第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 25 年 3 月 26 日庁達第 12 号)

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 4 月 1 日庁達第 21 号)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 9 条関係)

順位	対象所属
1	総務部
2	市民部
3	経済部

別記様式第 1 号(第 4 条関係)

郵便入札封筒記載例

封筒記載例「角形 2 号」の場合

[別紙参照]

郵便入札封筒記載例

封筒記載例「長形 3 号」の場合

[別紙参照]

別記様式第 2 号(第 9 条関係)

郵便入札開札立会申込書

[別紙参照]

別記様式第 3 号(第 9 条関係)

郵便入札開札記録書

[別紙参照]

別記様式第 4 号(第 11 条関係)

郵便入札落札通知書

[別紙参照]